

No.40

2018

9/25



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



八地申第4号 乗務員勤務制度見直し及び賃金制度の改正に関する解明申し入れ提出!!

安全レベルを低下させてはならない! 乗務労働の特殊性を堅持させよう!!

1. 安全性を維持・向上し、技術継承・技能伝承ができる施策とすること。
2. 乗務労働の特殊性の考え方について明らかにすること。
3. 短時間行路で乗務した際に、ダイヤ乱れが発生した際の対応について明らかにすること。
4. 乗務の中断に対する考え方について明らかにすること。
5. 支社企画部門社員が乗務するにあたり、社員の規模を明らかにすること。
6. 支社企画部門社員が乗務するにあたり、乗務する期間を明らかにすること。
7. 支社企画部門社員の業務量を軽減する考え方を明らかにすること。
8. 支社企画部門社員が乗務するにあたり、安全レベルを低下させずに乗務できる根拠を明らかにすること。
9. 指導担当の役割及び現状での課題について明らかにすること。
10. 指導担当等が現行の業務を維持しながら、乗務できる根拠を明らかにすること。
11. 指導担当から当務主務への指定を行うのか明らかにすること。
12. 当務主務指定に対する考え方及び規模、教育について明らかにすること。
13. 当務主務の権限について明らかにすること。
14. 短時間行路を昼の時間に設定するとあるが、具体的な範囲を明らかにすること。
15. 短時間行路希望者が競合した場合の優先順序の基準を明らかにすること。
16. 2019年ダイヤ改正に向けたスケジュールを明らかにすること。

安全・健康・ゆとり・働きがいある職場を創り出すぞ!!